

～ この1年間でできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
ひとが暮らしやすいまち	自然環境・景観	自然環境・水資源の保全	1 啓発・保護活動の推進 ■自然公園法の規制は、年に一度、主に河口湖周辺の住宅や事業所を対象に自然公園法についてのチラシを配布し、届出や申請を提出するよう依頼して回るとともに、違反した事業者については、山梨県、富士・東部林務環境事務所、環境省富士山自然保護官事務所及び町環境課が連携して指導、申請をするよう促し、対象行為について規制されていることを伝達します。	富士河口湖町は、町土の全てが富士箱根国立公園に含まれるため、国（環境省富士五湖管理官事務所）、県（森づくり推進課林業自然保護担当）と協力しながら、その周知と自然公園法による環境保全を推進している。公園内の行為に対する届出や許可の制度を通して、国立公園に相応しい行為を指導、推進している。	A
			2 車両の不法乗り入れやごみの不法投棄の防止 ■富士山への車両の不法乗り入れやごみの不法投棄による環境破壊を防止するため、県や近隣市町村、NPO法人などと連携しながら、パトロールや啓発活動など自然環境保護のための活動を推進します。	富士山への車両の不法乗り入れや不法投棄のパトロールを県や近隣市町村、NPOなどと連携しながら行った。	C
			3 二酸化炭素の排出抑制 ■CO <sub>2</sub> 削減を図るため、電気自動車急速充電器の普及促進、公用車への低公害自動車の導入推進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・町民への啓発活動を推進し、令和32（2050）年度の温室効果ガス排出ゼロを目指します。また、職員一人一人の地球温暖化対策への取組を推進していきます。	令和3年2月に山梨県ほか県下近隣自治体と共に共同表明した「ゼロカーボンシティ」実現に向けた脱炭素化（2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ）の取り組みについて庁内関係部署と連携して協議・検討を行った。	C
			4 再生可能エネルギーの導入 ■脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの積極的な活用を推進します。 ■一般住宅用太陽光発電システムの設置補助に加え、今後蓄電池購入補助を検討します。	粟井英朗環境財団の環境保全支援事業を活用し、住宅用太陽光発電システム設置費補助に加え、蓄電池システムについても一律1基8万円の設置補助を開始した。 申請件数：51件5,765円（太陽光発電システム39件3,605千円、蓄電池27件2,160千円）	A
			5 家庭や事業所等への支援 ■省エネ・創エネ・蓄エネ設備や次世代自動車の導入など、家庭や事業所等の脱炭素化の取組に関する支援を推進します。	脱炭素への取り組みへの関心を高める施策として、新たに畜エネ設備のひとつである蓄電池システム設置補助を開始した。	C
			6 水資源の保全 ■「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」、「富士河口湖町地下水保全条例」により適正な地下水利用の取組を進めます。 ■地下水をはじめ湖沼など、水資源の保全に町をあげて取り組みます。 ■温泉事業については、第2・第3号源泉ポンプの予備を常に確保し、ポンプ故障時に早急対応できるよう備えるとともに効率的な維持管理に努めます。	第3号源泉ポンプ故障時に対応すべく予備ポンプの購入を行い、これから需要が増えていくと見込まれる温泉供給に対応すべく、新源泉掘削地の用地購入を行った。	B
湖・河川の保全と活用			1 砂防事業、河川改修事業及び環境景観の保全 ■災害による被害を最小限にするため、自然環境、景観の保全に配慮しながら、治水機能の向上に向けて河川改修、水辺環境の整備を促進します。 ■護岸未整備区間の整備に努めます。 ■定期的な浚渫を推進します。	雪解氷と準用河川である白山川において浚渫を実施した。	B
			2 水質汚濁の防止促進 ■湖の水質汚濁の防止に努めます。 ■側溝整備に努めます。	精進湖畔の整地整備や大石、河口において河川に関連する側溝の清掃を実施した。	C

～ この1年間でできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		景観の保全と形成	1 魅力的な景観資源としての空間整備 ■景観計画等による景観阻害要因の除去によって、景観の美しさの水準を向上させ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。	景観法に基づき、町景観計画区域内行為届出書を提出されたら、計画の「景観形成基準」に照らし合わせて適合しているか判断し、指導等した。	A
			2 特色ある景観形成の促進と保全 ■景観計画、景観条例により地域別に特色ある景観資源をもとにした景観形成の促進とその保全を図ります。	景観法に基づき、町景観計画区域内行為届出書を提出されたら、計画の「景観形成基準」に照らし合わせて適合しているか判断し、指導等した。	A
			3 町民・行政・事業者・専門家が一体となった魅力的な景観形成 ■景観形成について十分な周知・啓発を図り、町民・行政・事業者・専門家等が一体となり、世界遺産たる国際観光地にふさわしい魅力的な価値のある空間を整備します。あわせて、景観形成の重要性について出張景観勉強会やシンポジウムなどを開催していきます。	町の景観団体：河口浅間まちづくりの会定例会を毎月開催し景観について勉強を行った。	C
			4 景観資源を“つかいこなす”賑わいのあるまちづくり ■整備した特色ある景観資源を用いた（使いこなす）賑わいを呼びこむ「まちづくり」を進めます。 ■居心地良く賑わいや活気ある都市空間を創出し、観光振興にもつなげるよう努めます。	町の景観団体：河口浅間まちづくりの会定例会を毎月開催し景観について勉強を行った。	C
			5 実効性を高める公民連携の組織づくり ■施策展開のために庁内が連携した組織づくりを進めます。また、きめ細かい景観形成の推進と賑わいあるまちづくりを実現するために、公民連携の組織を立ち上げ、町民・行政・事業者・専門家等が持続可能な景観形成を目的とした話し合いの場を設けるよう努めます。	町の景観団体：河口浅間まちづくりの会定例会を毎月開催し景観について勉強を行った。	C
			6 花トピア推進事業 ■町内に点在する大小の公園や空き地に、町民と行政の協働により花であふれる魅力的で美しいまちなみを形成します。	自治会・学校・保育所・町内の花そ育てる会・各種自主グループに協力いただき、町内74ヶ所、町内の花き農家5軒で生産された花苗57,700株を植えた。 八木崎公園のラベンダー畑については、令和4年度からの計画に沿ってラベンダーの苗を育てながら植え替えを行った。	A
防災・防犯	防災・減災対策の取組	1 防災意識の普及・啓発 ■災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災訓練・シェイクアウト訓練の実施や土砂災害等の災害に関する意見交換会を実施します。	総合防災訓練等の実施	A	
		2 自主的な防災活動の支援 ■自助、共助を基本に自治会（区）などを中心とした自主防災組織構築へのアドバイスや、各種住民説明会等での説明、防災マップ作成の支援を行います。	自主防災会支援、助言の実施	B	
		3 自主防災組織の強化 ■甲斐の国防災リーダー育成事業への参加や消防団員の特例を活用し、地域防災リーダー（防災士等）の育成を図ります。	甲斐の国防災リーダー養成事業へ1名を推薦	B	
		4 防災組織等との連携 ■災害救助協力隊や女性団体連絡協議会などの各種団体、学校等との組織間連携を強化し、防災面での協力・支援を進めます。	教育センター、防災士会と連携した防災授業・Jr防災士講座の実施	B	
		5 実践的な総合防災訓練や図上訓練 ■地域住民に密着した、各種災害を想定した防災訓練を実施します。	総合防災訓練、シェイクアウト訓練、富士山噴火図上訓練の実施	B	

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>6 消防団活動の活性化                      ■ 予防情報、災害発生状況、被害情報などの迅速かつ的確な情報の収集・伝達のため、情報連絡体制の強化・充実を図り、引き続き消防団の装備等の状況を確認し、必要な整備を進めます。</p>	<p>消防団への資機材の配備                      新車両の配備</p>	<p>A</p>
			<p>7 非常用食糧、防災用資機材等の整備                      ■ 非常用食糧、防災用資機材等を計画的に整備し、維持管理するとともに、関係機関との相互連携により食糧、生活必需品、医療品などの応急物資を確保するため、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>非常食の入れ替え、新たに衛生用品の配備</p>	<p>B</p>
			<p>8 被災箇所の応急復旧体制の確立                      ■ 防災関係機関と連携し、被災者の救助や電気・ガス・上下水道・通信・交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。</p>	<p>東京電力パワーグリッドとの連絡体制の確保</p>	<p>B</p>
			<p>9 災害時の応援協力等                      ■ 防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応援協力などの協定締結を推進します。</p>	<p>2件の防災協定の締結（クスリのサンロード、山梨県行政書士会）</p>	<p>B</p>
			<p>10 各種防災計画等の策定                      ■ 想定される災害が多様化する中、最新の調査研究が進められていることを受け、「富士河口湖町地域防災計画」やハザードマップ等の見直しを随時行います。                      ■ 富士山噴火対策について県や近隣市町村と連携して進めます。</p>	<p>富士河口湖町地域強靱化計画の策定</p>	<p>B</p>
			<p>11 防災行政無線の活用                      ■ 町民への防災情報を伝える手段としてデジタル化された防災行政無線を有効活用します。</p>	<p>防災無線のデジタル化運用</p>	<p>A</p>
			<p>12 Jアラート（全国瞬時警報システム）による情報伝達の強化                      ■ Jアラートを利用した町民に対する緊急情報伝達能力を強化します。最近頻発している近隣国からの弾道ミサイル発射など、対処に時間的余裕のない事態に対応できるよう、Jアラートの意義の周知徹底と町民の緊急事態に対応した行動の習得に努めます。</p>	<p>Jアラートによる情報伝達訓練の実施</p>	<p>B</p>
			<p>13 ボランティアの受入体制の確立                      ■ ボランティア活動が円滑に行えるよう、町社会福祉協議会と連携し、受入体制の確立に努めます。</p>	<p>災害時のボランティア受入れ体制の継続、社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター協力員養成講座へ参加し連携を図る</p>	<p>A</p>
			<p>14 福祉避難所の指定と受入体制の整備                      ■ 本町における民間の福祉避難所の指定について、今後更なる民間事業者との受入協定締結の推進をします。</p>	<p>福祉避難所への段ボールベッド、備蓄食料の配布</p>	<p>A</p>
		<p>消防・救急体制の充実</p>	<p>1 火災予防に関する知識、技能等の普及・啓発                      ■ 消防団における各地区での消火訓練等により、町民や事業所に対し、火災予防に関する知識、技能普及などの啓発を行います。</p>	<p>消防団による各地区での消火栓使用訓練や、総合防災訓練において消火訓練を実施した</p>	<p>A</p>
	<p>2 自主消防組織の強化                      ■ 組織の構築の説明や消火栓等を使った訓練を実施します。</p>		<p>自主消防組織による消火訓練を実施した</p>	<p>A</p>	
	<p>3 消防用施設の設置指導                      ■ 開発行為等の大規模な事業に対して、計画段階から消火栓や防火水槽などの消防用施設の設置について積極的な指導に努めます。</p>		<p>開発行為等の大規模な事業に対して、消防施設の設置について指導を行い、それぞれ開発協定書に明記していただいた</p>	<p>A</p>	
	<p>4 消防力の強化                      ■ 多様化する火災に対応するため、消防自動車の整備、更新、高機能車両の導入の検討など、消防力の強化に努めます。</p>		<p>勝山分団へ救助資機材搭載CD-1型（水槽・CAFS装置付き）消防自動車を導入した</p>	<p>A</p>	

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的 方向	政策 分野	基本 施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			5 通信体制の整備 ■火災時等における車両の出動体制、車両運用、情報収集の迅速化のため、通信体制（移動系無線など）の整備・管理を行います。	移動系防災無線機の管理により通信体制を整備した	A
			6 消防水利の整備 ■震災等における火災対応のため、毎年度水道管整備箇所等を見ながら消火栓や耐震性貯水槽などを計画的に整備します。	消火栓、防火水槽の維持管理を実施 新規消火栓の設置	B
			7 活力ある消防団づくり ■活力ある消防団づくりのため、団員の確保に努めるとともに、消防団活動のために必要な運転免許の取得支援や移動消防学校などによる技能や資質の向上などを図ります。	運転免許取得補助金を申請のあった4名に交付し運転免許を取得していただいた	B
			8 応急手当・救護の普及・啓発 ■災害時において、町民が手当・救護ができるよう、防災訓練において実技指導を実施し、応急手当・救護の普及・啓発を図り、その技術の習得を目指します。	総合防災訓練において応急救護訓練を実施した	A

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		交通安全と防犯体制の充実	1 交通安全意識の普及・啓発 ■交通安全意識の高揚を図るため、街頭キャンペーンや広報媒体を活用した啓発活動を推進します。	交通安全運動に併せた街頭キャンペーンなどを実施した	A
			2 交通安全教育の推進 ■幼児、高齢者を対象に正しい交通行動ができるよう、それぞれの年代に応じた内容の交通安全教育を実施します。	保育所や高齢者の集まりに出向き交通安全教室を実施した。	A
			3 交通事故危険箇所の改良 ■渋滞箇所や事故多発地点、危険箇所等について、警察署、県、庁内等の関係機関と現地視察を実施する中で整備への働きかけを行います。	交通事故多発地点や通学路点検など県や警察など関係者と一緒に現地視察を行った。	A
			4 歩行者に配慮した歩道の整備要請 ■高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法※」に基づいた整備について関係機関への働きかけを行います。	交通事故多発地点や通学路点検に併せて歩行者に配慮した整備について働きかけを行った。	A
			5 横断歩道や信号機の設置要請 ■地域住民の要望を踏まえながら、横断歩道や信号機の設置及び交通規制などを公安委員会や警察署に要請していきます。	交通事故多発地点や通学路点検に併せて横断歩道や信号機の設置などの要請を行った。	A
			6 防犯意識の普及・啓発 ■犯罪の防止、青少年の非行防止に向けて、パトロール活動や広報活動、住民参加による防犯活動を展開し、防犯意識の普及や啓発を図ります。	富士吉田警察署管内で発生した電話詐欺などの情報を防災無線で周知するなど啓発を行った。	A
			7 地域防犯体制の整備充実 ■警察・消防団による防犯診断を実施し、町民、警察、防犯関係機関と協力した地域防犯体制の整備、充実に努めます。	警察、消防団と連携した防犯診断を実施した。	A
			8 LED 化事業 ■安全なまちづくりのため、街路灯、防犯灯(LED)などの防犯設備の整備を緊急度や優先度の高い個所から実施します。	防犯灯(LED)の交換については、区・自治会の申請により配布した。(約300基)	A
			9 消費者意識の啓発 ■広報誌、テレビ「広報」及び防災行政無線等による情報提供及び各種団体と連携を図り、啓発活動を推進します。	各種防犯情報・啓発情報等を、広報誌、CATV放送枠を通じ発信を行った。 緊急の情報については、防災無線でも発信を行った。	A
			10 消費生活相談、多重債務者相談体制の確立と啓発活動の展開 ■平成25(2013)年4月から広域相談体制で整備した、消費生活相談、多重債務窓口により、広域市町村や関係機関・団体との連携を図り、総合的な消費生活相談体制を確立します。また、さまざまな場面や機会などを通じて消費者行政に対する啓発活動を展開します。	引き続き広域相談体制を整備し、広報誌等での啓発活動を行った。 また、年に2回、消費者相談に特化した相談会を広域市町村内で開催した。	A
生活基盤	道路網の充実	1 幹線道路・町道網の整備 ■生活利便性の維持向上のため、地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い路線から、順次、町内の地域間を結ぶ道路網の整備を進めていきます。 ■拡幅・改良事業、道路や側溝の維持補修を計画的に実施し、住民生活の安全性、快適性を確保します。 ■河口湖南岸地区については、雨水の流末処理場がないため雨水対策を進めます。	・船津地区で1箇所、勝山地区で1箇所の道路拡幅工事を実施。道路の維持補修として17箇所の舗装修繕工事、樹・側溝の維持対策として18箇所の清掃工事を実施した。 ・河口湖南岸では雨水対策工事を1箇所実施。	B	
		2 安全な生活道路の整備 ■生活道路における安全性を確保するため、歩道設置、防護柵、道路反射鏡、標識など交通安全施設を地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い個所から整備します。 ■道路の舗装修繕を実施することにより道路利用者の安全性、利便性の向上を図ります。	・交通安全対策として小学校付近のグリーンベルト塗装を2箇所、防護柵設置を1箇所実施。カーブミラー、停止線の設置については危険箇所、要望箇所を踏まえ町内全体で実施した。 ・計画していた舗装修繕を4箇所(小立・勝山地内)実施した。	A	

～ この1年間でできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			3 高齢者や障がい者・子どもへ配慮した整備 ■安心、安全な快適性のあるバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。	小中学校の通学路については、警察や学校と合同点検を実施し対策箇所を検討し整備。また未就学児の移動経路についても同様に合同点検を行い、要対策箇所を一部整備した。	C
			4 観光施策の推進につながる整備 ■河口湖駅を起点とする歩道の整備、サイクリングロード整備、湖畔のウォーキングトレイル整備等を進めます。	河口湖駅周辺については前年度に実施した点検に基づき、段差箇所を主に整備した。	B
			5 交流を支えるアクセス体制の確保 ■西ルート(国道139号)の整備、中央自動車道(小仏トンネル)の渋滞を解消に導く第2小仏トンネルの整備は、重要かつ早期の整備が望まれており、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス体制の確保に努めます。また、新御坂トンネルの早期着工を要望していきます。	それぞれの期成同盟会を通じ、関係市町村と連携を取りながら要望を実施した。	C
			6 橋梁長寿命化 ■「橋梁長寿命化修繕計画」による5年に1度の定期点検を実施し、修繕等が必要な橋梁を早期に発見し迅速な改修等の対応に努めます。	2橋の補修設計を実施した。	B
		交通網の充実	1 公共交通機関の充実 ■利用者の利便性を図るため、運行コースやダイヤ編成などの運行内容についてバス事業者と協議し充実に努めます。 ■路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めます。 ■デマンド型交通の方法を検討していきます。	公共交通事業者と協議し、運行コースやダイヤ編成などの充実に図った。 路線バス運行区域以外の対策については、町が運行する町民バスの利用が安定していることもあり、検討が進まなかった。	B
			2 周遊バス路線の効率的な活用 ■周遊バス路線の延長による効率的な路線活用をしながら、生活路線との調整を図り推進します。	R5は「本栖湖線(朝の上り片道1本)」、「西湖線(朝の上り片道1本、及び夕方の下り片道1本)」、「大石プチペンション線(朝の上り片道1本)」、「河口湖周遊バス最終便の大石プチペンション村までの延伸(自然生活館～ペンション村間の往復分のみ)」について、交通事業者である「富士急バス(株)」へ補助を出し生活路線の維持を図った。	A
			3 未来技術の導入■産学官連携などによるAI・IoT・MaaS(「Mobility as a Service(モビリティ・アズ・ア・サービス)」の略称で、鉄道・バス・タクシー・旅客船・旅客機・カーシェア・シェアサイクルなど複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念)・CASE(Connected(コネクテッド)、Autonomous(自動運転)、Shared(シェアリング)、Electric(電動化)の頭文字)などの未来技術やサービスを活用した交通対策の取組支援と導入を検討します。	令和5年度は導入検討に関する事業は実施できなかった。	D
		高度情報ネットワーク	1 効果的な電子自治体の構築 ■行政事務のより一層の効率化に向けて、費用対効果を検証しながら、情報システムの整備を進めます。 ■町民の利便性向上や業務の効率化が期待できる手続きについて、山梨県と県内市町村の状況を十分把握しながら、情報システムの共同化を推進します。	□船舶・航行関係手続き及び町ホームページ広告掲載申込手続きについて、やまなしくらしねっとより受付を可能とする構築を行った。 □コンビニ交付共同化事業については、令和2年10月より新システムを稼働し、発行枚数は住民票2,579通(R4)から3,333通(R5)、印鑑証明書2,010通(R4)から2,262通(R5)とマイナンバーカードの普及と比例して増加している。	A

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的 方向	政策 分野	基本 施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		社会 への 対応	<p>2 高度情報通信基盤整備の促進と活用                      ■地域の特性に応じた情報通信基盤の整備                      や通信事業者の提供する通信基盤を活用し、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する格差（デジタルデバイド）を是正し、整備地域内の加入者の促進を図り、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に役立てます。</p>	<p>□富士河口湖町上九一色地区における情報通信基盤整備は、平成21年度に完了しており、以降、IRU契約（公設民営）によって河口湖有線テレビ放送(有)の保守委託契約を締結している。                      □安定した通信環境の提供のため、令和5年度は通信サービス用機器の保守終了に伴い、機器の更新を行った。                      □通信サービスにあっては、加入世帯が268世帯(R4)から284世帯(R5)と増加している。</p>	A
			<p>3 ICT を活用した行政サービスの充実                      ■ホームページの内容充実やSNS、各種広報媒体の活用による情報発信力の強化及びICT を活用した行政手続きにおける町民の利便性の向上を図ります。</p>	<p>□令和5年度より新たな行政サービスのツールとして、全世代においてコミュニケーション基盤として定着している「LINE」アプリにおいて、町からの情報への誘導や、道路の不具合・ロードキル等の通報機能、弁護士相談や各種イベントの予約機能を搭載した町公式アカウントを開設した。</p>	

～～ この1年間のできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
	生活環境	環境衛生・循環型社会の実現	1 生ごみの排出抑制、有効な再利用システムの構築 ■本町は、ホテル、旅館などの事業系から排出される生ごみが可燃ごみのうち約半数を占めています。これらの生ごみの排出抑制、有効に再利用できるシステムの構築に努めます。	家庭用及び業務用生ごみ処理機に対して補助金を交付することで処理施設に搬入される生ごみの削減及び軽量化に取り組んだ。	C
			2 施設の老朽化への対応 ■現在、不燃ごみ処理に関して、じん介処理場及び青木が原ごみ処理組合の2か所の施設を利用している状況ですが、費用面、煩雑化、施設の老朽化などから、今後の処理施設の検討を進めます。	富士・東部広域新ごみ処理施設の令和14年稼働を見据え、じん芥処理場の延命化を行うための修繕と民間会社等への不燃物処理委託について具体的に検討を行った。	C
			3 ごみ処理問題への意識の啓発 ■町民一人一人がごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化などの減量化対策を推進していきます。	詳しい分別方法や分別についてのよくある質問等をスマートフォンやパソコンから簡単に検索できるごみ分別アプリ「さんあ〜る」の提供を開始し、ごみ減量化に対する意識向上を図った。	A
	上下水道の整備		1 水道施設の整備 ■安心安全な水を供給するため、配管網の整備、施設の整備拡張及び維持管理に努めます。	勝山地区に新たな水源（あかつき水源）を整備し、突発的な取水ポンプの故障や停電時の取水ポンプ停止が生じた場合も安定して安全な水を供給できるようになった。	B
			2 耐震化の促進 ■安定した水を供給するため、強靱で災害に強い水道管及び施設の耐震化を促進します。	都市整備係の舗装復旧工事と併せて、避難所への配水幹線の老朽化した配水本管の布設替えを行った。	B
			3 経営の統合 ■料金統一に向け、事業の統合に努めていくとともに、健全経営を図ります。	上水道事業と簡易水道事業において経営状況に格差があるが、これまで上水道事業においては、各地区の財産区からの支援による設備整備を行ってきた経緯もあり、事業統合については時間を要すると思われるが、各簡易水道事業の経営状況は逼迫していることから、今後国からの指導もあるため、事業統合に向け検討する必要があると考える。	E
			4 公共下水道の整備 ■衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、下水道の整備を進めます。また、ストックマネジメント（汚水管渠長寿命化計画）策定を検討するとともに、マンホールポンプ改修工事を検討します。	下水道事業については、良好な住環境空間の提供や水質保全を図るために、限られた予算の範囲で補助金等を活用しながら管渠整備及びマンホールポンプの更新工事等を実施した。ストックマネジメント計画策定については、検討中である。	B
			5 水洗化の普及・促進 ■補助金・金融融資斡旋制度等の啓発と利用を積極的に推進し、あわせて指定工事事業者の指導育成を図り、水洗化の普及・促進に努めます。	汚水処理の水洗化に伴う下水道への普及・促進を図るため、指定工事店やハウスメーカー等に対し積極的に下水道への利用を促した。	C
	住環境の整備		1 快適な住宅、居住地整備 ■町営住宅90戸の適正な維持管理を行います。 ■住宅入居者が安心して生活できる環境づくりを推進します。	小立団地：屋上の水抜き、清掃、駐車場清掃、周辺樹木選定、街灯交換 大嵐団地：街灯交換、電気温水器交換（6部屋）	B
			2 防災面での安全性強化 ■木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を継続的に実施します。 ■災害時避難路通行確保対策事業の実施により、緊急輸送路の閉塞を防ぎます。 ■住宅リフォーム工事への助成事業を実施し、町民の住環境の向上を図っていきます。	木造住宅耐震診断：20件、住宅リフォーム助成事業：42件 緊急輸送路沿線ブロック塀の現地調査実施（2回）	C
			3 空き家対策の推進 ■空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置、利活用の推進、支援体制の構築、推進体制の整備を図ります。	空き家の現地状況確認、パトロールの実施	C
	公園・緑地		1 公園施設長寿命化対策支援事業 ■「公園施設長寿命化計画」に基づき、既設公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化に努めます。	令和5年度に「公園長寿命化計画」の策定を行った。そのため、既設公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理費の削減や平準化を行えるようになった。	B

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		・広場の整備	2 河口湖北岸街路樹整備事業 ■河口湖北岸緑地帯の整備を推進します。	景観づくりのために北岸を管理している「緑の会」と打ち合わせをし、ベンチの入れ替えや植樹防護柵の設置、インターロッキングの再設置など整備方針を策定した。 河口湖緑の会や河口老人クラブに緑地帯の管理をお願いし、草刈りやゴミ拾い、また、桜の病気(テングス病)の処理・枯れ木の処理(4工区)を実施	B
			3 新規公園整備事業 ■市街地や空き地、小広場を利用したポケットパークの整備を進めます。	新規開発でできた公園を適切に維持管理をし、新規公園として利用できるようにした。	D
			4 新しい森づくり推進事業 ■樹林地の保全や創出は、大気浄化機能、温度調節機能、防災機能を持ち、景観形成にも必要であり、町民に憩いと安らぎを与える場として整備に努めます。	奥河口湖さくらの里公園等、維持管理に努めてきたが整備はしていない。	D
ひとを育むまち	子育て	子育て支援の充実	1 子育て支援サービスの充実 ■健やかに生まれ育つことができるように、乳幼児期や学齢期における各種の子育て支援サービスや親子のふれあい事業等を計画的に実施し、子育て支援の充実を図ります。	・つどいの広場では、助産師相談、栄養相談、子育て相談のほかハロウィン、クリスマス会など季節の行事の事業を実施 つどいの広場(地域子育て支援拠点事業)の開催 開所日数145日 こども2948人 大人2611人 ・ファミリーサポートセンター事業 登録会員 330人 利用件数 460件	A
			2 保育サービスの充実 ■多様化する保育ニーズに対応し、障がい児保育、病後児保育、一時保育など、保育サービスの充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の適切な軽減を推進し、地域に密着した保育所づくりを進めます。	看護師等の配置を行い、医療的ケア児の受入を行った。 障害児保育は公立保育所で一定の受け入れを行っている。一時保育は民間認定こども園で、病後児保育は富士吉田市への委託によりサービスを行っている。その他土曜日や日曜保育を実施。	A
			3 子育て支援情報の充実 ■WEBサイトやアプリを使用し、妊娠・出産・子育て等に関する情報を分かりやすく提供します。	すくすく子育て応援LINE 妊娠期から子育て世帯への「切れ目のない支援」を目的としLINEを活用し情報発信を行った 配信(R2.8から) R5.11月 1,016名登録	A
			4 放課後児童クラブ健全育成の充実 ■放課後児童の健全育成に係る支援サービスに努めるとともに、施設の拡充整備を行い、放課後児童クラブの充実を図ります。	年間240日以上開催 10クラブ 登録数人 1クラブは土曜も開所している その他 季節開催 1クラブがある 学 校休業日は早朝延長を実施 放課後児童クラブの事業を充実させるため、funfunくらぶの事業を展開し多種多様な教室・事業を実施することができた。	A
			5 乳幼児健康診査の充実 ■妊婦健康診査・妊婦歯周疾患健診・乳児健康診査・幼児健康診査・幼児フッ素塗布事業を実施します。	妊婦健康診査・妊婦歯周疾患健診・乳児健康診査・幼児健康診査・幼児フッ素塗布事業を実施	A
			6 母子に関する相談事業の充実 ■妊婦相談・栄養相談、妊娠・産後相談、育児相談・心理相談・発達相談など各年齢期に応じた相談事業を実施します。	妊婦相談・栄養相談、妊娠・産後相談、育児相談・心理相談・発達相談を実施	A
			7 母子・子育てに関する支援の充実 ■子どもの発達段階に応じた教室等を開催し、きめ細やかな支援を行います。健康診査等を通じて、子どもの発達状況を保護者と情報共有し、寄り添う支援を行います。	カンガルー教室の開催、幼児健診に追加する継続健診を実施	A
			8 小児医療の充実・確保 ■町内の小児科医に本町の乳幼児健康診査の診察を依頼し、早期発見・医療継続に努めます。 ■地域医療連携において、地域の小児医療の課題を医師と連携をとり、小児の健康増進と安心安全の生活の確保に努めていきます。 ■小児救急医療においては、富士・東部小児救急医療体制のもと、その充実を図っていきます。	4か月児、10か月児、1.6歳児、3歳児健診に地域の小児科と連携健診を実施 小児救急医療については、主に富士・東部小児救急医療体制のもと実施	A

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的 方向	政策 分野	基本 施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			9 子ども未来創造館 ■子ども未来創造館において、利用者の意見を聞きながら事業内容を研究し、子育て支援の推進を図ります。	来場者からの声を聴き、新しい子育て支援事業の内容を検討し、支援の推進を図った。	A
			10 関係機関との連携 ■子育て支援に関わる関係各課と連携し、地域・家庭・保育所との支援体制の確立をはじめ、一人一人の児童に対して、保育所から小・中学校における生活情報など児童相談所を含む関係機関との連携を図ります。	生涯学習課、学校教育課、福祉推進課ほか関係機関との連携図った。	A

～～ この1年間のできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
		実児童福祉・ひとり親福祉の充実	1 児童虐待防止対策の充実 ■要保護児童対策地域協議会の組織強化と関係機関との連携体制の強化に努め、児童虐待の早期発見と対応を進めます。	要保護児童対策地域協議会の定期的開催により、児童やその家庭の継続的な支援について関係機関と情報連携が取れた。	A
			2 ひとり親家庭等の自立促進 ■ひとり親家庭等の子育て支援や経済的な支援を行いながら、自立促進などを図っていきます。 ■ひとり親家庭医療費助成制度の給付を行います。	ひとり親家庭等のファミリー・サポート利用費の助成額を増額し利用し易くすることで、就業の支援や育児負担の軽減をはかった。ひとり親家庭医療費助成事業は継続実施	B
			3 子どもの貧困対策等 ■ヤングケアラー等に関する知識の普及や相談体制の充実を進めます。	ポスターやリーフレットを小中学校やその他公共施設で配布して知識の周知を行った。また、相談体制の充実を図るためヤングケアラー研修を受講した。	A
	教育	生きる力を育む教育の充実	1 学力の向上 ■学校施設整備や少人数教育、複式授業の解消のため、町単教諭や個別支援を充実させるため支援員を引き続き配置していきます。 ■心の教育、福祉環境教育など道德教育の推進を図ります。 ■富士山学習など環境、自然や文化に関する地域教材を積極的に取り入れた授業の推進と町内施設を活用し、学校環境を生かした教育課程の推進を図っていきます。 ■教職員の指導力を向上させ、子ども自ら主体的、対話的で深く学ぶ（アクティブラーニング）を進めていきます。	・複式授業の解消、特別支援学級や普通学級に在籍する発達特性のある児童への支援のため町単教諭16名、支援員26人を配置した。 ・山梨県富士山科学研究所の協力の元、富士山学習及び地域防災課とも連携し富士山噴火による防災教育を実施した。	A
			2 ALTによる英語指導 ■外国語を母国語とする指導講師を配置し、小学校5・6年で教科化された英語について、中学校につなげるため、児童が楽しさを実感できる取組を推進します。	ALT2名、町単教諭（クリス・ライアン）、英語支援員3名が各校を巡回し英語指導を実施した。	A
			3 特別支援の充実 ■特別支援教育充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、幼児、小・中学校と連携していきます。	年度当初に各保育所や幼稚園等を訪問し児童観察を実施。就学に向けたきめ細やかな相談や普通学級からの入級や通級への支援を行った。	A
			4 外国語指導の充実 ■外国語の指導と小学校3・4年生の外国語活動と5・6年生の外国語科充実のため、効果的な授業形態がとれる体制づくりを構築します。	ALT2名、町単教諭（クリス・ライアン）、英語支援員3名が各校を巡回し英語指導を実施した。また、県費英語専科教員が配置されたことにより小3.4年生までのきめ細かな指導が実現した。	A
			5 家庭・地域・保幼小中の連携と交流を深めた心の教育 ■児童・生徒が自らの意思で伸び伸びと学校に通えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や教育センターを充実して相談体制の確立に取り組みます。 ■児童・生徒の学力向上のため、町単教諭、支援員を配置します。 ■教育機器の充実を図ることで授業を充実させていきます。 ■環境や文化、自然に関する地域の教材を取り入れた授業を行います。 ■いじめ・不登校や問題行動等への取組を進めます。	町単教諭、支援員、SSWの配置によりきめ細やかな継続的支援が実現出来た。教育センターが学校へ登校できない或いは教室に入ることが出来ない児童生徒の受け皿として活用され、学びの保障および家庭以外の居場所として存在している。	B
			6 子どもの居場所づくり ■学習応援教室などを通じて、子どもの居場所づくりに努めます。	学校ごとに町単教諭、教員OB、大学生のボランティアの協力の元、放課後や長期休業期間を利用した学習応援教室を開催した。	A

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的 方向	政策 分野	基本 施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>7 幼児教育環境の充実</p> <p>■幼児期における教育は、子どもの性格、人間形成に最も大きな影響を与え、生涯学習活動を継続していく基礎とも考えられており、この大切な時期に的確な教育を与えられるような環境づくりを地域ぐるみで支援を促進するとともに、基本的生活習慣が身につくように努めていきます。</p> <p>■私立認定こども園に対し、幼児教育推進のための特定教育・保育施設運営費を支給します。</p>	<p>認定こども園に対し、特定教育・保育施設運営費を支給し、幼児教育の推進を図っている。</p>	<p>B</p>

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		教育環境の充実	1 小・中学校校舎の修繕 ■長寿命化計画により老朽校舎を順次計画的に改善していきます。	船津小体育館の長寿命化計画による改修を実施した。	A
			2 教育機器の計画的な整備 ■老朽化していく教育機器を計画的に整備し、授業の充実を図ります。	船津小学校の旧型規格の児童用机・椅子105.台(脚)を年次計画で入替を行った。勝山給食センターのスチームコンベクションオープン、大嵐小給食車、小立小熱風消毒保管庫の入替を行った。	B
			3 学校適正配置と利活用 ■より効果的な教育環境整備のため学校適正配置の見直しを行うとともに、統廃合により閉校となった学校の利活用の検討を進めます。	適正配置審議会の開催はなし。	C
			4 安心安全な学校づくり ■保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努め、通学路の安全点検を実施するとともに、青色防犯灯パトカーの巡回を継続していきます。	関係機関合同の通学路安全点検を実施し、一部の箇所においては安全確保のための処置が実施された。	B
			5 安全で良好な就園環境の整備 ■幼児環境として、安全かつ良好な就園環境を整えるために、地域、家庭、保育所、幼稚園、小・中学校との連携を強化し、親が働きながら幼児が健やかに成長できる環境づくりを一層進めていきます。	関係機関と合同会議を開き教育的支援を必要とする児童・生徒の望ましい学びや生活の在り方を実現するため縦・横の連携に取り組んでいる。	C
			6 部活動への外部講師の導入 ■学校の部活動について、専門的講師の導入について検討・進めていくよう努めます。	河口湖北中学校2人、勝山中学校3人の部活動指導員を配置した。	A
生涯学習・芸術文化	生涯学習活動の支援	1 人材の発掘 ■本町に潜在するさまざまな技能や能力をもった方々の発掘と活用を推進します。	夏休み期間の子ども向け公民館事業で、バルーンを使った作品づくりを実施しました。その際の講師の方が、地元にご貢献できたことをとても喜んでくださいました。このことをきっかけに、令和6年3月に開催した合同発表会でもバルーンアートをしていただき、子ども達を中心に大変好評でした。	A	
		2 各地区の特色ある講座の開設 ■各公民館での盛んな教室開設とともに、地域課題に向き合い、その解決策を見いだせていけるような講座の設定を目指します。	大石、河口、勝山の各地区公民館では、以前から開催している講座を引き続き実施しました。また、中央公民館では、下記の講座を実施しました。 ・つまみ細工教室(全4回) ・プロが教えるお菓子教室(全4回) ・ロープ活用術の基本を学ぶ! 役立つテクニク講座(全1回) ・草木の色と出会う 草木染め教室(全4回) 特に、ロープ活用術は実用講座として新たに実施したものであり、次回の講座を希望する声が多数ありました。	A	
		3 生涯学習活動の推進 ■生涯学習活動を広く推進していくための機会の拡充を図り、生涯学習活動を全町的に広め、町民の一人一人の生きがいがづくりの手助けをするとともに、地域づくり・まちづくりの担い手としての町民の育成を目指します。 ■生涯学習活動の拠点施設としての生涯学習館を幅広く周知させるために、ホームページの充実や地域テレビ局及びラジオ局を通じた情報発信を拡充するとともに、生涯学習館に足を運んでもらえる各種行事や企画、イベントを実施します。 ■学習活動を支える資料提供やレファレンス※の充実を目指します。	時代のニーズに合わせた講座として、一般向けのパソコン教室に加え、子どもを対象にプログラミングをメインとしたパソコン教室を開催しました。また、初心者を対象にしたスマホ教室では、健康科学大学の学生ボランティアに講師のアシスタントとして協力していただきました。若い世代ならではの知識を活かすとともに、地域の方達との交流の機会にもなりました。 生涯学習館では、足を運んでもらえる行事、企画、イベントとして、各ボランティア団体の協力による読み聞かせ会の定期的な実施のほか、夏休み期間中の小学生を対象とした自由研究に役立つ講座、一般向けの文学講座を開催しました。 資料提供、レファレンスについては、文化財係や他館との連携により迅速かつ充実した資料および情報提供ができました。	A	

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>4 学習の成果を活かせる場の創設                      ■学習の成果を活かせる場の創設として、地区公民館及び分館での公民館祭りを実施するとともに、一人一人が持っている能力や技能を発揮し、輝いていただける活用場を設けます。</p>	<p>コロナ5類移行にともない、河口地区公民館では4年ぶりに単独で公民館まつりを開催しました。一方で、感染症の影響を考え、公民館まつりの中止を決めた地区公民館もありました。そういった状況から、各地区公民館での活動内容や作品を多くの方に知ってもらい機会として、令和6年3月に中央公民館での合同発表会を実施しました。</p>	A
			<p>5 環境の整備 ■生涯学習活動の拠点となる施設の整備及び修繕等を進めます。</p>	<p>中央公民館については、令和5年度に下記の工事、修繕等を実施しました。                      ・和室の襖の張替え、西側通用口のカーテンの取替                      ・中央公民館に付属している、陶芸教室用のプレハブ小屋床の修繕工事                      ・正面玄関前階段に、手摺の取り付け                      生涯学習館については、空調設備の改修工事を実施しました。</p>	A
		スポーツ・レクリエーション活動の支援	<p>1 スポーツ施設の整備及び効率的運営                      ■町内体育施設の整備効率的な運営に取り組みます。長寿命化計画の策定に取り組みます。</p>	<p>町民プールブルーアース富士河口湖の循環期置改修工事（2期）等の施設改修を実施、また、トレーニングマシンのリニューアルし、建設当時から施設を改修整備することができた。                      くぬぎ平スポーツ公園について、改修工事設計を行い、令和5年度は、人工芝運動場の防球ネット工事を実施し、令和6年度には、第2サッカー場を人工芝生化の工事を実施す計画になっている。</p>	B
			<p>2 生涯スポーツ教室やレクリエーションイベント等の推進                      ■日頃スポーツに接することのできない方々へのアプローチとしてスポーツ推進委員の役割強化と地区スポーツ協会の役割を見直し、各地区にある公民館や運動施設などを利用しての生涯スポーツ教室やレクリエーションイベントなどを推進します。</p>	<p>スポーツ推進委員を総合型地域スポーツクラブ富士山の運営委員と統合し、富士河口湖町スポーツ推進事業として各種教室を町スポーツ協会・町スポーツ少年団・各種スポーツ団体とも連携をとって教室することができた。</p>	C
			<p>3 総合型地域スポーツクラブの推進                      ■総合型地域スポーツクラブの更なる会員増加と活動拠点の確保及び法人化を促します。</p>	<p>会員348名、非会員112名、合計460名 参加人員延べ9,518人で教室を開催し、コロナ過で減少した数値から回復してきている。順調に会員数や教室参加者がのびており、参加者のニーズに応じた教室が開催ができた。</p>	B
			<p>4 町民スポーツとしてのボート競技・カヌー競技の浸透                      ■山梨県で唯一本町でしか活動できない、ボート競技及びカヌー競技を町民スポーツとして浸透させ、町民向け教室の実施及び大会を実施します。</p>	<p>ボート（河口湖レガッタ）・カヌー（全国青少年カヌー大会、日本カヌースプリントジュニア選手権）など全国規模の大会誘致を毎年行い競技力の向上。河口湖北中学校にボート部・勝山中学校にカヌー部があり、また小学生からできるカヌークラブなど普及にも努めている。</p>	C
			<p>5 スポーツ協会各専門部の活性化                      ■スポーツ協会各専門部の活性化及び登録選手の増加を目指すとともに、体育祭りでの上位入賞と若きアスリートの発掘を目指します。</p>	<p>専門部の競技力が向上し、野球部は市町村対抗大会初優勝などの各専門部も優秀な成績をおさめ、山梨県体育祭町村の部で総合第4位入賞できた。今後も継続して活性化を図りたい。</p>	C
		歴史・文化の保護継承	<p>1 自治体史（町史）の編纂事業                      ■町の個性であり、地域の誇りとして保護・継承すべき文化資産・歴史資料について、調査研究を通して自治体史（町史）を編纂していきます。                      町の歴史・文化に関する総合的な調査を実施していきます。</p>	<p>自然編の編纂に向けて、地質調査、鳥類、昆虫類、哺乳類等の分布調査を実施し、自然環境の概要を把握し、基礎データを収集することができた。有形文化財の調査としては、洞穴の精進御穴に建立された乾徳道場と船津胎内の仏像調査が実現した。また、考古編の編纂に向けて町史編纂事業啓発パンフレット「富士河口湖町の遺跡」を刊行し、町内の遺跡を体系的にまとめ、時代ごとの遺跡の紹介を掲載することができた。</p>	B

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
		と新たな芸術文化の創造と振興	<p>2 歴史的文化財資料の調査・保護事業                      ■地域の歴史・文化を継承する上で不可欠かつ重要な資料を収集・保管し、調査研究、教育普及を図る拠点を整備していきます。</p>	<p>町内に保管されてきた古文書について、通年で調査及び整理作業を実施し、年度末に古文書目録を刊行することができた。また、それらの古文書についての価値や意義を啓蒙するための古文書講座も通年で実施することができた。</p>	B
			<p>3 世界文化遺産富士山の構成資産に関する調査研究事業                      ■町内に点在する世界文化遺産富士山の構成資産の相互の関わりや個々の価値について、参詣道、登拝道、巡礼路などの特定、資産周辺の関連文化財の学術調査研究を行い、文化的価値のさらなる解明と保護の啓発を推進していきます。</p>	<p>町史編纂事業、山梨県立富士山世界遺産センターの調査研究事業との連携により、富士河口湖町内の世界文化遺産富士山の構成資産を結ぶ巡礼路等の調査を実施することができた。成果としては、河口地区に展開した御師が、配札活動(檀家廻り)で信州に赴いていたことが知られてきたが、その北限が小谷村にまで達していることが資料上確認された。</p>	B
			<p>4 町民の文化財意識の啓発事業                      ■町内のさまざまな文化財や歴史、民俗や風習などを周知する教室や情報伝達活動を通じて、文化財の継承意識を高めていきます。</p>	<p>富士山の世界文化遺産登録10周年という節目の年度であり、登録後の10年間で新たに判明した調査研究成果の発表を含むシンポジウムを山梨県考古学協会の地域大会と連携して開催することができた。また、同じく世界文化遺産登録10年記念事業として、信仰の道である船津口登山道を筒口神社から船津胎内まで歩く事業を実施し、その歴史や価値を啓蒙することができた。</p>	B
			<p>5 文化遺産の保存と活用                      ■有形、無形文化遺産の担い手を育てながら保存し、その活用を図っていきます。また、次世代への伝統文化継承のために、町内の学校や地域との連携を図ります。</p>	<p>歴史を紐解く上で重要な情報源となる古文書は有形の文化遺産の代表格であるが、古文書の読解や解釈をするためには熟練の技術が必要であり、古文書調査会の8名の会員を中心に通年で調査活動を実施し、代表者の指導のもと古文書を読解及び解釈する技術・方法が伝承された。</p>	B
			<p>6 芸術・文化活動の支援・充実                      ■地域における自主的な文化活動を振興するとともに、身近で優れた芸術文化に触れる機会を熟成するため、町内の芸術・文化団体を育成し活動を支援します。                      ■芸術文化への参加機会を作ることにより町民が芸術文化にふれあい、感性を高め、新たな文化を創出していくことにより、地域の活性化を図ります。</p>	<p>●令和5年度：芸術、文化団体への活動補助：5件 ●ホールを中心とした事業及び公演数：2事業、ステラ9公演、円形ホール3事業、14公演 ●音楽祭や事業を通じてホール以外で行われた公演数(学校公演、観光施設公演、社会教育施設公演等)：21公演</p>	A
			<p>7 交流機会の創出と芸術文化の担い手の育成                      ■各文化施設では、観光産業との連携を強化しながら、町民をはじめ県内外及び海外からの方々と交流が図れる機会をつくるとともに、それぞれの芸術文化の担い手を育成していきます。</p>	<p>ステラシアターでは8月に富士山河口湖音楽祭、9月に富士山河口湖ピアノフェスティバルを開催し、地域住民の音楽文化に身近に触れる機会の創出と、発表の機会を作る。また、吹奏楽団体による県外から当地への音楽合宿の誘導につながっている。またMISAさんはじめ国内を代表するアーティストによるコンサートは、地域経済への波及も大きい。11月にはオーストリアウィークエンドフェスティバルを開催し、オーストリアから来日演奏家があり、5年度は4組の演奏家を招き、円形ホール以外にも、学校公演、老人福祉施設公演を行っている。</p>	A
			<p>8 音楽のまちの振興と国際交流機会の充実                      ■「音楽のまち 富士河口湖」をスローガンに、これまで培ってきたさまざまな演奏家との交流を通して、音楽を中心とした芸術文化活動を更に促進していきます。また、将来にわたる人々の交流につながるよう、音楽文化を中心とした芸術文化活動を通して、国際交流の機会を深めていきます。</p>	<p>企業版ふるさと納税を活用して、2社の企業から当町における音楽のまちづくり事業に賛同し寄附された資金を活用して事業を展開している。9月に行われた辻井伸行さんが中心演奏会として参加する富士山河口湖ピアノフェスティバルは、ステラシアター、円形ホール併せて6公演が完売しており、約1万人の集客があり、年配の参加者も多く、宿泊を伴う滞在型リゾートコンサートになっている。また、オーストリアウィークエンドフェスも、音楽を通じた地域の国際交流につながっている。</p>	A

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>9 音楽文化の振興と地域経済の活性化                      ■音楽文化を中心に町民をはじめ県内外及び海外からの方々と交流を促進し、観光と文化を融合した総合的な文化が経済をリードするまちづくりにつなげていきます。</p>	<p>5月から10月まで、国内を代表するアーティストによるコンサートがあり、2日間で6000名集客となる事業も目立ってきました。いずれも地元だけではなく県外からも来場者も多く、中には外国語を話す来場者も相当数あったと思われる。また、ステラシアター周辺レストランなどと連携して、受入れの仕組みを町ぐるみで行っており、湖畔のホテルだけではなく、ビジネスホテルなども多い。また音楽合宿の促進にもつながっている。</p>	A
			<p>10 造形美術文化の振興と鑑賞機会の充実                      ■絵画など造形美術や創作、感性を育む機会を充実していきます。</p>	<p>年間4企画行っている。ノーベル賞受賞者大村先生の経営する葦崎大村美術館との連携は大きな話題となり、また、第24回を数える富士山写真大賞も全国各地の写真家から支援され、定着度が深まっている。</p>	B
			<p>11 文化施設の整備・保全                      ■多様な芸術文化活動に対応するため、文化施設を整備し、その保全に努めます。</p>	<p>●施設改修の一部改修着工、整備計画の更なる調整計画化</p>	B
ひとに優しいまち	保健・医療	健康寿命の延伸	<p>1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底                      ■食生活の改善や運動習慣の定着などによる一次予防に重点を置き、生活習慣病の発症予防と重症予防の徹底を図ります。</p>	<p>住民課国民健康保険係と連携しながら、健康診断および健診結果報告会を実施することができました。生活習慣病予防や重症化予防のため、生活習慣を改善するための具体策を一緒に考えたり、要医療の方へは説明をして医療機関への受診を促しました。重症化予防のハイリスク者に対しては地区担当保健師がかりつけ医とともに個別支援をしました。</p>	B
			<p>2 生活習慣の改善                      ■長寿健康社会を実現するため、生涯を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及や各種検診の受診率向上を図るとともに、関係部署や医療機関、教育機関、住民団体、ボランティア団体などと連携を図りながら各種事業、教室、相談等を通じて町民の健康づくりを推進します。</p>	<p>健康診断の受診率の向上のため、ネット申込や土日の健診、託児や上九一色地区の送迎などもしましたが、受診率は県平均より低く、職域健診の把握もできていません。また、特定の年齢に達したものに対して、子宮がん・乳がん検診、歯周疾患健診、肝炎ウイルス検査の無料受診券を送付しました。各組織の代表者でもある健康のまちづくり審議会の委員の皆様にも健診の受診勧奨の協力をお願いしました。知識の普及としては、「健康のまちづくり」として広報の掲載、健診受診者には、保健指導と重症化予防の教室等を実施しました。</p>	C
			<p>3 地域に根付いた健康づくりの推進                      ■医療機関、教育機関、企業、住民団体、ボランティア団体など健康に関わるさまざまな関係機関と連携を図り、町民が健康づくりに取り組める環境を整備し、更なる健康づくりを支援していくためにも、地域医師会、歯科医師会へ協力を要請し、健康づくり体制の充実・強化を図ります。</p>	<p>健康のまちづくり計画に基づいたウォーキング協会と連携しての年3回のウォーキングを実施しました。樹海ウォーキングでは、町制20周年と富士山世界遺産登録10周年として参加者に記念品贈呈を広報し、町内外からの参加者350人の参加がありました。健康のまちづくり審議委員会は、2回実施し、第4期健康のまちづくり計画に基づいた取り組みを実施しました。</p>	B
			<p>4 ライフステージに応じた取組                      ■乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差の違いなどに応じた健康課題を把握した上で、生活習慣病を発症するリスクの高い集団やその前の若年層集団に対して重点的に対策を講じていきます。</p>	<p>若年層から健康づくりを推進するために健診診断は、20歳からを対象としています。20～30歳代の受診者は、異常なし及び軽度異常が多いのですが、なかには肥満・貧血など、規則的な食事や飲酒及び食事内容の見直しなど行動変容ができるように一緒に考え指導しました。また、高齢者保健事業と介護予防の一体的事業を引き続き実施し、健康状態不明者の訪問や各地区の教室でのフレイル予防に取り組みました。</p>	B
			<p>5 こころの健康づくり                      ■事業者や関係機関と協力し、ゲートキーパーなど自殺対策を支える人材を育成します。                      ■こころの健康づくりに関する普及・啓発などの取組を推進します。</p>	<p>住民がメンタルヘルスの状況を自己チェックできるよう「こころの体温計」をホームページに掲載。令和5年度に第二次自殺対策推進計画を策定し、計画に基づいた取り組みを実施しました。</p>	B

～ この1年間のできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
		食育の推進	<p>1 食育と健康に対する意識の向上</p> <p>■町民への食育の意識の向上を図るとともに、さらに若年層や男性、家庭や地域に対し具体的な食育の取組について働きかけ、食を通じた身体と心の健康づくりを進めます。</p> <p>■食育と健康に関する意識向上に努め、生活習慣病予防に対し徹底した管理指導を行うと同時に、食育を通じ、がん検診受診の支援を行うことにより、身体と心の健康づくりに努めます。</p>	<p>コロナ禍で中止していた料理教室や健康教室、イベント等における食育啓発活動が再開できた</p>	B
			<p>食生活と栄養のバランス改善</p> <p>■健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進し、健康寿命の延伸を実現するため、栄養バランスのとれた食事や食べものと健康の関係を理解し、自分の身体に合った食事を選択する力をつけられるよう取り組みます。</p> <p>■歯の健康に関する意識を持ち、食べものをよく噛む、定期歯科健診を受診するなど、歯を大切にすることを身につけられるよう取り組みます。</p>	<p>各種教室や食育イベントにおいて、食事の適量や栄養バランスのととり方、安心・安全なものを美味しいと感じられる味覚形成および食品を選ぶ食選力をつけるための講義および調理実習・試食の実施、全ての世代を通じて関連性の深い減塩推進活動に取り組むことができた</p> <p>また、あらたに災害時の食事についても情報提供および調理実習等を実施し、継続的に取り組んでいる</p>	A
			<p>3 地産地消を推進し、地域の食文化を守るとともに環境に配慮した取組を推進する</p> <p>■町産農畜産物の認知度の向上や、新鮮で安心・安全な食糧供給や地産地消を可能にするとともに、まちの食文化を次世代に伝える力とするため、生産者と消費者をつなぐイベントなどを開催します。また食品ロス削減にも取り組みます。</p> <p>■都市農村交流として、農林畜産物生産組合の生産者や畜産農家、ジビエ食肉加工施設管理組合等とイベント事業を開催するとともに、生産者と消費者が互いに情報交換できる場として、富士北麓地域の生産組合等と連携し、農産物直売所、道の駅や町内大型店舗などで販売・宣伝活動を実施し、地産地消を推進していくために継続した支援に努めています。</p>	<p>ジビエ利活用推進のための教室実施、町内小学校への学校給食食材としてジビエ提供、ジビエ処理施設の円滑な運営のための各種業務実施</p>	B
			<p>4 食を通じたコミュニケーションを深める</p> <p>■生活様式の変化とともにひとり暮らしや核家族が増えたことによる、家庭内や地域社会における食を通じたコミュニケーションの希薄化を防ぐため、世代を超えて多くの人が気軽に集まり触れ合うことができる機会をつくります。</p> <p>■食についての知識と技術の習得、食文化の継承、食の自己管理能力の向上や家族や仲間との絆を深めるため、家事への参加を勧めます。</p>	<p>感染症予防の観点から実施内容及び方法が限られた中での活動となったが、家庭訪問により集合形式とは違ったコミュニケーションを深めることができた</p> <p>食に関するさまざまな知識の習得やスキルアップも個別に対応した方法で実施することができた</p>	A
地域医療体制の充実			<p>1 病院・診療所や在宅医療の充実</p> <p>■山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を中核とし、町内の医療機関や保健、福祉部門と連携を図りつつ、地域医療体制の充実を図ります。</p>	<p>■例年通り、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を中核とし、町内の医療機関や保健、福祉部門と連携を図りつつ、地域医療体制の充実</p>	A
			<p>2 災害時医療情報ネットワークの整備</p> <p>■災害時における医療情報ネットワークを図るため衛星携帯電話等の通信機器や情報システムの整備を行います。</p> <p>■災害時活動検討会議を開催します。</p>	<p>■例年通り、災害時における医療情報ネットワークを図るため衛星携帯電話等の通信機器や情報システムの整備・継続</p>	B
			<p>3 救急医療体制の充実</p> <p>■休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者（児）歯科診療の充実を図ります。</p>	<p>■例年通り、休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者（児）歯科診療の充実</p>	A

～ この1年間でできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
福祉	地域福祉の推進		1 地域ぐるみ福祉ネットワークづくり ■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、民生委員児童委員、福祉委員等の協力や町社会福祉協議会との連携により、地域ぐるみで福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会への委託により、民生委員児童委員、福祉委員を中心として、地域高齢者世帯の見守りを実施する等各地域で福祉活動に取り組んでいる	A
			2 包括的な相談支援体制の構築 ■高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者などに関する相談対応に取り組むとともに、あらゆる人の困りごとを総合的に支援・解決できる包括的な相談支援体制を構築に努めます。	担当各課と連携し、多様化する相談に柔軟に対応できるよう重層的支援体制整備への取り組みが必要であるが、相談支援体制の構築ができていない	E
			3 小地域福祉活動の推進 ■町社会福祉協議会、民生委員、福祉委員、各種団体を中心に小地域福祉活動を推進していき、ボランティアの人材育成や登録を推進していきます。	社会福祉協議会への委託により、住民参加による小地域福祉活動を実施（子どもと高齢者との交流、高齢者の送迎活動、高齢者・障がい者の居場所づくり等）。ボランティアロビー（相談・登録）活動の推進、福祉ボランティア交流のつどい実施。	A
			4 地域福祉推進体制の充実 ■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、各福祉計画等を推進し、地域福祉推進体制の充実に努めます。	第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）策定、第3期地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）策定のためのアンケート調査実施	A
			5 相談支援の充実■町民のさまざまな福祉ニーズにきめ細かく対応するため、制度の枠を超えた情報提供や相談体制、相談員の育成・確保に努めます。	地域包括支援センター（健康増進課）を中心に、相談体制、相談員の育成・確保に取り組んでいる。	A
			6 高齢者や障がい者・子どもへ配慮した整備 ■生活に障壁（バリア）を感じないようにバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。 ■「避難行動要支援者」名簿への登録を促し、地域支援体制の整備に努めます。	新規福祉施設、施設の改修工事等はなかったため、未整備。今後、整備を行う際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに考慮する。避難行動要支援者名簿の登録・更新を行い、避難行動要支援者名簿を民生委員に提供し、見守り活動の実施や災害時の支援体制の整備に努めている。	A
			7 成年後見制度の普及・促進 ■認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由でひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を行うことがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援していきます。	広報による成年後見制度の普及・促進を実施	B
			8 生活困窮への支援 ■生活に困窮する人に対して、個々の状況に応じた就労支援などにより、包括的な支援を進めます。	ハローワークと連携し、月1回就労支援相談を実施	A
	高齢者福祉の充実		1 介護予防推進の充実 ■平成29（2017）年度から介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に開始されていることに伴い、要支援者の自立を促すためのケアマネジメントやモニタリング※、評価を行いながら、いつまでも自立度の高い高齢者を目指した支援を実施します。 ■要介護認定に至らない高齢者の自立支援を行うための一般介護予防事業の充実を図り、身近な施設や仲間同士での介護予防への取組を支援します。 ■「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいきます。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び要支援認定者と総合事業対象者の介護予防支援、介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが中心となって実施。一般介護予防事業として各地区において「筋力UP教室」を毎週1回11会場実施。送迎付きの教室を毎週1回2会場実施。口腔機能向上を目指し、各地区11会場において、フレイル予防の歯科講話を実施。住民主体の通いの場『百歳体操』等へ「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」としてフレイル予防に関する講話、相談を実施。	A

～ この1年間のできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
			<p>2 包括的支援事業の充実                      ■高齢者の多様化する課題に対応する相談システムの確立に加え、町民一人一人が、課題や支援について検討できる地域組織づくりや課題の解決に向けた人材の育成・確保及び一連の支援体制づくりに取り組めます。その中で、関係する多職種・多機関との連携も充実させていきます。</p>	<p>地域ケア個別会議を隔月で開催。地域課題の解決のために地域ケア推進会議において地域課題解決に向け他職種と進捗状況について共有、連携を実施。在宅医療の推進に向け実態調査に基づいて協議し、認知症地域支援推進と併せ、今後の取り組みを検討、共有した。主任介護支援専門員間の協議を経て、災害時緊急連絡体制の整備、平時の課題検討を実施した。</p>	A
			<p>3 保健福祉サービスの充実                      ■従来の高齢者福祉サービスの見直しに加え、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の発掘や育成に努めるとともに、本町の高齢者福祉サービスが地域性や施設不足等にとらわれずに、誰でも平等に利用できる仕組み作りにも努めます。</p>	<p>住民主体の集合活動や訪問活動を生活支援コーディネータとともに支援したが、コロナ禍を経て休止した一部活動の再開には継続的な支援が必要である。併せて認知症や医療等に係る住民向け普及啓発活動を続けていくことが重要と考えている。</p>	A
			<p>4 地域共生社会実現に向けた取組                      ■高齢者に限定することなく、障がい者(児)、子どもも含めた福祉サービスの構築である『我が事・丸ごと』地域共生社会実現に向けた取組も必要であり、そのあり方を探っていきます。</p>	<p>所属課を跨いだ個別ケア会議、事例検討会等を定期的及び随時開催し、継続的・発展的な検討を行っているが、重層的支援体制整備事業の実施に向けて関係課との調整が必要である。</p>	B
			<p>5 高齢者の自立支援の推進                      ■高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心安全に生活が送れるように、シニアドライバー支援事業等の自立を支援するための施策を推進します。</p>	<p>山梨大学と協力し、コロナ禍以降初めてフルスペックの事業を実施し、多くのシニアドライバーへ参加いただいた。</p>	A
			<p>6 保健福祉サービスの充実                      ■配食・給食サービス、ふれあいペンダント、ヘルパー派遣等の高齢者生活支援事業の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会、ALSOKとの連携を取り事業を実施。</p>	A
			<p>7 社会参加と生きがいがづくりの推進                      ■「生涯現役社会」を目指し、高齢者が社会・地域と関わりをもち、一人一人が充実した生涯を送れるように、さまざまな地域活動への積極的な参加を促進します。</p>	<p>社会福祉協議会を中心として、老人クラブやボランティアグループなどでネットワークの構築を図った</p>	A
			<p>8 地域ネットワークの構築                      ■町社会福祉協議会を中心としたネットワークの強化や高齢者虐待防止ネットワークの構築を進めます。</p>	<p>社会福祉協議会を中心として、高齢者の健康増進や社会参加の促進を図り、閉じこもりの予防を図った。</p>	A
			<p>9 高齢者福祉施設の充実                      ■高齢者の自立支援と生きがいがづくりの場として、老人福祉センター等の整備を行い、既存施設も含めて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。</p>	<p>各施設において、施設の維持、改修を行い施設利用者への利用向上を図った。</p>	A
		障がい者福祉の充実	<p>1 障がい者福祉の推進                      ■障がい者福祉の推進として「多様性に配慮したともに生きるための社会づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「互いに支えあう人づくり」の基本方針に基づき誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、生き生きと暮らせるまちを目指します。                      ■「障害福祉計画」の策定・更新とともに、地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進や地域コーディネート機能の充実、災害時における要配慮者への支援等を推進します。</p>	<p>第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児基本計画を令和5年度に策定した。</p>	A
			<p>2 相談・支援業務の充実                      ■相談機能の充実と障がい者の視点にたった支援体制の確立を目指します。障がいの予防や早期発見、早期療育体制の充実や身近な相談支援体制を推進するとともに、富士北麓圏域6市町村で平成29(2017)年度から設置した基幹相談支援センターとの連携を強化していきます。</p>	<p>基幹相談支援センターにおいて、社会福祉に関する専門的な知識を持った支援員が障害のある方への相談や訪問、同行などの支援を行った。</p>	A

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			3 在宅福祉サービス ■利用者本位の適切な福祉サービスと利用者のニーズを把握した日常生活支援体制の整備を進めます。	利用者のニーズに応じ、サービスを支給決定することで、ヘルパーによる訪問支援を行い、利用者の自立や生活の立て直しを図った。在宅支援を希望・利用する方が年々増加している。	A
			4 地域社会への参加の促進 ■障がい者の社会参加への促進に向け、地域生活への移行、就労・雇用支援を進め、障がい者に対する町民の正しい理解の啓発を進めます。	就労系サービスの支給決定により、作業所での訓練を経て、企業での一般雇用や障害者雇用を目指した。就労系サービスを希望・利用する方が年々増加している。	A
			5 地域生活支援の充実と推進体制の整備 ■地域活動支援センターと障害者自立支援協議会の機能強化を促進し、地域生活支援の推進体制を整備していきます。	利用者のニーズに応じ、サービスを支給決定することで、介護者の負担軽減や地域で暮らすための基盤づくりを図った。	A
	社会保障制度の充実	社会保障制度の充実	1 国民健康保険制度の理解促進 ■国民健康保険制度、医療費の現状、被保険者の負担状況などについて、広く町民の理解を深めるため、広報活動の推進に努めます。	小冊子「みんなの国保」を配布し理解を深めた。制度についてはホームページに掲載し周知を行った。	A
			2 国民健康保険税収納率の向上 ■国民健康保険税の収納率向上のため、口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。	収納率向上のため強化月間や相談窓口を設置し収納対策に努めた。	A
			3 国民健康保険の医療費（給付）適正化 ■ジェネリック医薬品差額通知、医療費通知によるジェネリック医薬品の利用や適正受診の促進、疾病予防活動の推進を図り、医療費の適正化に努めます。	ジェネリック医薬品差額通知、医療費通知によるジェネリック医薬品の利用や適正受診の促進、疾病予防活動の推進を図り、医療費の適正化に努めた。重複頻回や多剤の被保険者に訪問し実態把握に努め、健康被害への注意を呼び掛けた。	A
			4 国民健康保険制度の保健事業の充実 ■疾病の予防、早期発見による重症化防止を図るための関係各分野との連携を強化し、保健事業の推進に努めます。	病気の早期発見のため特定検診未受診者への受診勧奨や、腎症重症化予防事業を健康増進課、医師会との連携を強化し実施した。	A
			5 後期高齢者医療制度の理解促進 ■高齢者に医療制度を正しく理解していただく広報活動を行います。	制度周知用のパンフレットを配布し理解を深めるよう努力した。	A
			6 後期高齢者医療制度保険料徴収体制の強化 ■年金からの特別徴収と被保険者自ら納める普通徴収と区分されるため、制度の理解と口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。 ■保健・介護予防一体事業を推進します。	普通徴収対象者については料金の通知書にチラシを同封し、口座振替の推進を図った。保健・介護予防一体事業については関連する課での連携体制を確立し事業を実施できた。	A
			7 介護保険制度の安定と整備 ■介護保険法に基づき3か年を1期とする「介護保険事業計画」を策定し、地域の課題及びニーズを把握し、保険料の見直しや介護給付費の適正化を図ります。	令和6年度～令和8年度の3か年を1期とする「第9期富士河口湖町介護保険事業計画」を策定し、新事業計画実施に向けた調整を図った。	A
			8 地域包括ケアシステムの推進 ■制度の持続のため保険者機能の強化と、医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるシステムの構築を目指します。	在宅医療に関する課題解決に向けた取り組みを推進するため「在宅医療推進協議会」を定例開催した。また、地域の医療・介護の資源を定期的に把握し、地図上に示した「地域ケアマップ」を作成し配布することにより、住民の医療・介護へのアクセスの向上を図り、関係者が連携する際に活用できるように引き続き提供をしていきます。	A
			9 年金保険料の口座振替の促進 ■資格取得時における年金保険料の納付特例、口座振替、早割の促進、前納制度等の周知と口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。	相談窓口においてきめ細やかな説明、周知を実施した。	A
			10 年金相談体制の充実 ■広報誌、パンフレット等の活用による制度の普及や、日本年金機構から提供される「被保険者情報」をもとに相談業務の充実に努めます。	相談窓口においてきめ細やかな説明、周知を実施した。	A

～～ この1年間のできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
			<p>11 年金未加入者・未納者の解消</p> <p>■加入対策の推進及び免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度等の周知を図り、受給権の確保に努めます。</p> <p>■国民健康保険への加入・喪失時に伴う国民年金への資格取得・喪失の手続きに漏れがないように努めます。</p>	<p>転入された外国人に対しては住民票係との連携により漏れなく、資格取得から減免までを実施した。</p>	A
ひとが交わるまち	産業	農林水産・畜産業の振興	<p>1 観光と連携した地域農業の活性化</p> <p>■「富士河口湖町地区果樹産地構造改革計画」により、既に取り組んでいる観光果樹園や醸造用ブドウ、モモの栽培指導は山梨県などの指導機関と連携していきます。また、産地づくりをアピールするための宣伝活動は、町、富士河口湖ふるさと振興財団、町観光連盟、各観光協会との連携により広く活動を行っていきます。</p> <p>■鉢花農家の基幹品目であるアッサムニオイザクラ研究会員が育成した品種を活用し、産地化するため苗の共同購入、ポップやポスターによる産地PR活動などを積極的に行うことにより花卉生産者の経営安定とブランド化の推進を図ります。</p>	<p>地元農産物のPR活動の一環として、静岡県で開催したイベントへの出店（JA北富士との連携事業）</p>	C
			<p>2 直売所の育成</p> <p>■“おいしい屋”を拠点とした直売所間の情報交換、相互販売、共同イベント開催など、直売所間の連携を図り、他の地域における直売所設立などを支援していきます。</p>	<p>経営状況が上向きなおいしい農産物直売所について、さらなる好調を目指し、現状の経営課題等を確認した。</p>	C
			<p>3 集落営農組織の育成</p> <p>■高齢者の農家が保有している農業機械の更新期を見据えて、機械の共同利用ができる集落営農の受皿を整備するとともに、定年帰農者やUターン、Iターン就農者、域外からの新規就農者も含め広くリーダーを育成・支援していきます。</p>	<p>集落営農受け皿整備に関し、JA、農家との話し合いの場を設け、ニーズの把握等、実用化に向けた検討を実施</p>	C
			<p>4 鳥獣害対策</p> <p>■有害鳥獣の生態などの条件を把握する中で町や鳥獣被害対策実施隊の活動には限りがあるため、鳥獣被害対策で活動されている専門家や県、関係団体に支援・協力を求め、被害現場に身近な集落の町民と一体となった取組を図っていきます。</p> <p>■また、捕獲されたシカは、地域資源として有効活用するため平成21（2009）年度に建設されたジビエ食肉加工施設を利用し、新たな観光資源として特産品の開発や新たな食文化の創出を推進させていきます。</p>	<p>有害鳥獣防護柵を自ら設置した農地所有者9名に対し補助金を交付した。また、町内全域で管理捕獲・有害捕獲を実施したことで、ニホンジカ574頭、イノシシ66頭、ニホンザル13頭を捕獲することができ、鳥獣被害の減少につながった。</p> <p>上記で捕獲されたシカ及びイノシシの内のジビエ食肉加工施設への令和5年度搬入頭数は、シカ141頭であった。</p>	B
			<p>5 林業の振興</p> <p>■森林施策を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があります。森林組合を中心に森林所有者、県・町の関係機関が連携して最適な施策方法を検討し、適時適切な森林施策を進めるために所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから、森林環境譲与税を活用した森林環境保全推進事業に取り組んでいきます。</p>	<p>森林環境譲与税を活用し、森林所有者に対し森林意向調査、集積計画の策定、境界の周囲測量を実施し、次年度以降の森林整備（間伐）の準備が進められた。また、幅員が狭く自動車の擦れ違いが困難な林道について、側溝へのグレーチング設置工事を行ったことで利便性が向上した。</p>	B
			<p>6 水産業の振興</p> <p>■各漁業協同組合が実施している湖の環境保全・保護とワカサギ・ヒメマス等の増殖事業を引き続き支援し、県水産技術センターと連携していきます。今後は、それぞれの湖にふさわしい魚種構成と、高付加価値型の漁業を推進していきます。</p> <p>■西湖漁協と県水産技術センターが行っているクニマスに関する調査・研究や、保全・保護に対する取組を支援していきます。</p>	<p>各漁業協同組合に対し補助金を交付することで、湖の環境保全・保護とワカサギ等の増殖事業等の支援を行った。</p>	B

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価	
			7 地区の特性に適した経営体質の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>■富士ヶ嶺地区の特性等を踏まえ、置かれた環境に適した多様な経営の取組を支援し、経営体質の強化を推進していきます。そのためには、畜産コンサルタント等による経営へのきめ細かい指導を行う体制づくりが必要であり、酪農ヘルパーの充実、コントラクター等の組織を強化していきます。</li> </ul>	年1回家畜保健衛生所が実施している畜産農家への巡回指導での状況確認、関係団体への補助金交付事業	B	
			8 酪農及び肉用牛生産の健全な発展 <ul style="list-style-type: none"> <li>■畜産物の安定供給と酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図っていくため飼養管理技術・家畜改良意識の向上、衛生対策の充実・強化等を引き続き支援していきます。</li> </ul>	家畜防疫対策として予防接種補助事業の実施、関係団体への補助金交付事業	B	
			9 富士ヶ嶺バイオセンターの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>■輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料生産に置き換え、家畜排せつ物の有効活用とともに、資源循環型農業の取組を推進します。また、大気・水・環境の保全を図る観点からも畜産経営に起因する排水・悪臭防止対策のために、富士ヶ嶺バイオセンターの利用促進を図っていきます。</li> </ul>	指定管理者とのセンターの円滑な管理運営に関しての連絡調整業務の実施	C	
	商工・サービスの振興			1 魅力のある商店街の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>■魅力的な商店街を形成するため、関連団体や関連機関などと連携し活力づくりの検討、整備に努めます。</li> <li>■商工会との連携による既存商店会の振興を図ります。</li> <li>■商店街の相互協力体制の構築を図ります。</li> </ul>	チャレンジショップ事業の本来の目的である商店街の活性化を再認識し、令和7年4月からの入居者の募集・審査を行う。	D
				2 新規商業施設の誘致 <ul style="list-style-type: none"> <li>■商業空間形成を推進するとともに、地域景観との調和や既存商業施設との共存を図りながら新規商業施設の誘致に努めます。</li> <li>■大型ショッピングセンターと既存商店のすみ分けを検討します。</li> </ul>	河口湖ショッピングセンターベルやフォレストモールなど商業施設があり、その他大型小売店舗や全国チェーンのコンビニ、ドラッグストアなどが町内に点在しており、これ以上に商業施設を誘致することは不要である。	E
				3 創業支援体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>■創業希望者を創業段階から創業後まで、長期的に支援する体制を整えます。</li> </ul>	特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を行った。 ※証明を行うことにより、創業時の創業録免許税の減免等の特例を受けることができる。 令和5年4月1日付にて、国より「富士河口湖町導入促進基本計画の同意を受け、先端設備等導入計画の受付を行っている。 ※先端設備等導入計画の認定を町から受けると、地方税法において固定資産税の特例を受けることができる。	C
				4 既存工業活性化の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>■県、商工会などの関係機関、町内企業や事業所との連携により、既存工業の振興に努めます。</li> </ul>	産業立地促進事業費助成金や企業立地促進事業奨励金制度を構え、町内に立地を希望する事業者に対し適切な支援を行う。令和5年度は実績なし。	B
				5 新規工場等の誘致 <ul style="list-style-type: none"> <li>■土地利用の検討により、新規工場等の誘致を進めます。</li> </ul>	産業立地促進事業費助成金や企業立地促進事業奨励金制度を構え、町内に立地を希望する事業者に対し適切な支援を行う。令和5年度は実績なし。	C
	観光	観光の振興		1 観光資源活用及び観光拠点・施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>■社会動向を踏まえ、地域・風土を活かした観光資源の新たな活用及び観光拠点・施設の充実を図ります。</li> </ul>	町内の観光施設については多数存在しており、観光拠点として活用している。現在する施設の整備を行った。	C
				2 観光イベントの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>■イベントの連携共有化、既存イベントの効果検証と内容充実、地域資源を活かした新イベントの企画を進めます。</li> </ul>	既存イベントについては、各観光協会、観光連盟と連携共有し、内容の充実を図った。	B
3 観光誘客宣伝の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>■誘客促進のため、官・民一体となった観光誘客宣伝活動を推進します。</li> </ul>				富士河口湖町営業担当部会で民間企業と観光キャラバンの実施及び町観光商談会を開催したことで、誘客促進が図れた。更に、山梨県主催のキャラバン及び商談会にも参加したことで、より誘客宣伝に繋がった。	B	
4 国際観光振興事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>■年々増加している外国からの観光客を一層誘致するため、誘客宣伝や受入環境整備を行います。</li> </ul>				外国人観光客の誘客活動として海外への情報発信を含め、日本政府観光局との共有、受入環境整備としてはW I - F I等の整備を行っている。	B	

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			5 滞在時間の拡大・観光消費の拡大 ■観光客数の単純な拡大ではなく、滞在時間の拡大と観光消費の拡大を目指した施策を展開します。	観光総合パンフレットの作成・配布により、当町の観光施設の周知ができたことにより、町内の周遊を促し、滞在時間の拡大につながった。また、グルメガイドを配布することで、今まで紹介できていなかった飲食店を周知することで、ほうとうやうどんといったご当地グルメ以外の地元飲食店への誘客を行い、観光消費の拡大につながった。	B
			6 観光振興団体・人材育成の推進 ■町観光連盟がDMO ※のような機能を発揮できるような体制強化と本町との適切な役割分担、協会・組合の指導助言、観光のまちづくりに取り組む人材の支援・育成を図ります。	各観光協会と観光連盟が一体となって、それぞれの役割を果たすような体制強化を図り、観光まちづくりに取り組む人材の支援・育成を図った。	C
			7 ホスピタリティ（もてなし）の醸成 ■来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、町民、観光事業者のホスピタリティ（もてなし）の醸成を図ります。	各観光事業者がおもてなしの気持ちをもって観光客に接してもらうための醸成を各観光協会等と連携して呼びかけを行った。	C
			8 観光情報提供の促進 ■観光情報提供構想の推進、観光案内所の充実、電子情報システムの促進に努めます。	観光の情報提供については、主に情報サイトHPを利用して随時更新を行っている。又、駅前にある観光案内所では、外国語案内が可能な職員を常時配備することで、増加しているインバウンドの利用者へ対応できる環境を整えた。	B
			9 観光旅行者1次交通の拡充 ■中部・関西方面からのアクセス改善、箱根のほか周辺観光地との相互アクセスの向上に努めるとともに、リニア中央新幹線の開通に備えて山梨県駅とのアクセス手段について研究します。	関東圏からのアクセスは便利であるが、中部・関西方面からのアクセスを改善するため静岡県富士市からのバスの運行や富士山西麓周遊バスきっぷの販売等、アクセス手段について拡充をした。	C
			10 観光旅行者2次交通の整備 ■観光周遊バスの運行の拡大・促進に努めます。	周遊バスについては、河口湖駅から3路線が運行しており、観光各所を巡回できるバスとなっており、インバウンドを中心に利用者は増加している。	B
			11 エコツーリズムの推進 ■自然の宝庫である本町において、手軽で安心して体験できるエコツーリズムを推進するとともに、質の高いエコツーリズムを推進します。	自然環境の保全と歴史、文化を身近に体験してもらい、質の高いエコツーリズムを推進した。	B
			12 地域の特徴を活かした資源の発掘とテーマに沿った観光振興 ■雄大な自然、豊富な温泉、歴史文化遺産等の観光資源を活かし、地域の特徴を活かした魅力ある観光地づくりを目指します。	富士山を始めとした文化遺産等の資源を最大限に活用し、更には4つの湖ごとの地域の特徴を活かした観光地を目指した。	C
			13 山岳森林資源の活用推進 ■山岳におけるトレッキング・ハイキングコースの整備を推進します。	環境省・山梨県と連携した青木ヶ原樹海の散策コース整備や、町委託で年52回ハイキングコース整備、町職員によるハイキングコース整備を実施した。	B
			14 味覚資源の発掘・普及・発信の推進 ■観光客に喜ばれる地域の味覚を育てるため、特産品開発や料理開発、商品化やブランド化を進め、食品ロスの減少に努めます。	地域の食材を利用して観光客に喜ばれる特産品の開発や料理開発などを行いブランド化を図っていきたい。	C
			15 安心安全観光地づくりの推進 ■地震や火山噴火などが懸念されていますが、普段から防災意識や防災対策を万全とした観光地づくりを推進します。	富士五湖観光連盟が中心となり、富士北麓地区における観光防災マニュアルを作成し観光防災対策を推進していった。	B
			16 広域による観光連携の推進 ■県や市町村の枠を超えた広域による観光連携を行い、エリアとしての魅力の向上につなげ、更なる誘客を図ります。	静岡県富士宮市、富士急行との連携の中で関西方面への観光セールスを実施した。	B
			17 観光立町推進基本計画の推進 ■平成31（2019）年度から令和10（2028）年度を計画期間とした「第2次観光立町推進基本計画」を策定しており、計画に沿った施策を推進していきます。	年次計画に基づき順次実施した。	B

～ この1年間のできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間のできたこと	評価
ひとの知恵と工夫でつなぐまち	雇用	雇用・勤労者への対策	1 魅力ある就労の場の確保 ■若年層への就業の充実、雇用の促進を図ります。 ■パートタイマー労働者の安定労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進します。 ■男女の均等な雇用機会の確保や障がい者の社会参加を支援します。	主に新卒予定者を対象とし、富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、西桂町、山中湖村、忍野村で合同就職説明会を年1回開催しており、対象市町村に事業所を有している企業が多く参加している。	C
			2 高齢者の就労の場の確保 ■シルバー人材センターと連携し、高齢者が活躍できる場の充実を推進します。	シルバー人材センターへの負担金を交付した。	A
			3 企業支援制度 ■山梨県企業立地支援制度と連動した企業支援（「山梨県産業集積促進助成金」）を行います。	産業立地促進事業費助成金や企業立地促進事業奨励金制度を構え、町内に立地を希望する事業者に対し適切な支援を行う。令和5年度は実績なし。	C
			4 自立支援等による就労の推進 ■富士北麓地域における自立支援協議会の就労支援部会等で就労支援事業所等との連携のもと、一般就労を目指す障がい者に対し支援を行います。また、企業人事担当者等にも積極的な働きかけをお願いしていきます。	就労系サービスの支給決定により、作業所での訓練を経て、企業での一般雇用や障害者雇用を目指した。	A
	交流	交流活動の推進	1 国際交流に関する講座の開催 ■国際交流に関する講座等を開催するなど交流の場を引き続き拡大、提供します。	日本人向けの「やさしい日本語講座」、外国の料理教室、世界的に関心の高いテーマについて取り上げた講演の開催などを行いました。	B
			2 友好都市交流への派遣支援 ■友好都市交流への派遣支援やホームステイ受入等の取組を積極的に展開します。	ツェルマット（スイス）からの訪問団が来町し、これまでの友好都市関係をさらに深化し、姉妹都市提携を結びました。訪問団の学生と町内中学生の交流として、運動会や飯盒炊飯などを行い、相互理解の機会となりました。	A
			3 交流によるまちの活性化 ■町民間の交流や観光客等の友好交流を深めながら、相互のまちの活性化や協力体制を深めます。	外国人留学生を招いた交流会を行い、町民同士の多文化理解の場となりました。	B
	人権尊重・男女共同参画	人権尊重の推進	1 ネットワークの整備 ■人権擁護委員を中心として、関係団体、関係機関とのネットワークを強化し、人権教育、啓発、救済を効果的に推進します。	山梨県、法務局、都留人権擁護委員協議会と連携し、人権教室、人権啓発事業、人権相談を実施	A
			2 相談・カウンセリング体制の充実 ■特設人権相談、巡回相談、心配ごと相談・行政相談所の充実を図ります。 ■各種相談窓口、救済機関、公的支援制度等の情報を広報誌等に掲載し、人権に関する問題の解決や相談体制の充実を図ります。	毎月、人権相談実施（毎月20日の行政相談・心配ごと相談と併せて実施）、特設人権相談所開設（6月、12月）、各種相談窓口（女性の人権ホットライン、子どもの人権110番）や公的支援制度の広報掲載による周知	A
			3 人権教育・啓発活動の推進 ■学校、家庭、地域などあらゆる場面で人権啓発活動を行っています。学校では人権の花運動や人権教室、人権尊重についての作文、ポスター、標語、講演会など人権に関することを学習する機会を提供していきます。	小学校2校で人権の花運動の実施（5月）、小中学校へSOSミニレター配布（6月）、中学校へ人権作文コンテスト作品募集・審査（7月～10月）、ふじびよんを人権大使に委嘱（3月）等、人権尊重を推進するために、学校、家庭において学習の機会を提供し啓発活動を実施、	A
進男女共同参画社会の推進		1 男女共同参画社会の実現 ■「ふじサンサンプラン」の推進と定期的な見直しを進めます。 ■男女の固定的な役割分担意識の是正を促進します。 ■委員会や審議会等への女性の参画や男女がともに社会活動を続けられる支援体制の充実を図ります。	男女共同参画推進委員会の活動として、毎月定例会を開催し、町民向けイベント「まちフェス」への出店や広報誌へのコラムの掲載、フォーラムの開催などにより町民への啓発活動を行いました。また、講座への参加や研修の実施により、男女共同参画への理解を深めました。	A	
		2 LGBTQ+ ※の理解 ■セクシュアリティの多様性、定義を理解し、その啓発活動に努めます。	男女共同参画推進委員会定例会において理解を深めました。	B	

～ この1年間でできたこと ～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
	参画・協働	住民参画による協働	1 町民との協働の推進 ■町として、各種検討委員会などを設置する場合は、公募枠を積極的に設け、町民との協働を図ります。 ■「自治基本条例」のもと、それぞれの役割分担により参画と協働が進むまちづくりを推進します。	各種計画等の策定時には委員を公募することにより、積極的な民意の把握に努めた。またパブリックコメントを実施し、町民の声を活かす取り組みをしている。また特に若者や児童生徒の意見を取り入れるため、アンケート調査を行うとともに意見を聴く機会を創出している。	A
			2 行政情報の積極的な開示 ■行政情報について町民と共有する観点から積極的な情報開示に努めます。	町政に対する意見や提案を受けホームページへその取組等を掲載している。	A
			3 協働への人材育成や支援 ■リーダーとなる人材やボランティア団体・NPO 法人等の育成や支援、まちづくり団体間の交流を促進していきます。	住民が主体となるまちづくり活動を推進するため、活動に対する補助金などを拠出している。また職員を定例会議などに派遣するなど、情報提供や助言など継続的な支援を実施している。参加者である地域住民にとってもまちづくり活動が生きがいややりがいにつながっている。	A
	コミュニティ	のコミュニティ活動	1 地域コミュニティ活動の活性化 ■地域自治の主体となるコミュニティ活動については、まちづくりの基礎組織と位置づけ、その独自活動を支援します。 ■町民にとって最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動などを中心に活動の情報交流を積極的に推進します。 ■町民と協働して地域活動を支えるため、情報の収集と提供、発信を行います。	例年、自治会長・区長と町執行部の顔合わせの場となる自治会長・区長会議を年2回開催し、情報交換の場としている。 また、区・自治会の運営費・街灯電気料等の補助の実施、その他に消防施設の整備や公民館の施設整備及び修繕等について、区・自治会からの要望に対し迅速に対応した。	B
行財政運営	行財政運営の推進		1 行政改革の推進 ■社会状況の変化に対応した簡素で効率的・重点的な行政を推進します。 ■手続きのオンライン化やAI・RPA ※などの新たな未来技術の活用によるデジタル化の推進を図り、迅速で的確な行政サービスの提供と業務の効率化を推進します。	町公式ライン（LINE）において、行政手続きや予約申し込み機能を搭載しデジタル化の推進を図った。	C
			2 住民満足度の向上 ■町民に満足してもらえる行政サービスの提供を全職員が実行していきます。 ■法令遵守やリスク管理、情報セキュリティ、情報公開などにより行政活動の透明性、公平性、安全性を確保し、町民や事業者、各種団体などから信頼される行政運営を推進します。	予算及び決算の情報を広報やホームページに公表するとともに、類似団体との比較である「財政状況資料集」や公会計財務書類を公表した。	A
			3 職員能力の向上 ■これからの職員には高度な政策形成能力と判断力が求められることから、職場研修や能力開発研修等を随時実施し、資質の向上と人材育成を推進していきます。 ■人事評価制度の運用により、職員の意識の向上と質的改善を図ります。	市町村職員研修所が実施する研修への参加、及び職員全体研修を実施するとともに、能力開発に関する研修を職員へ周知し、延べ13名の職員が受講した。（総務課）	A
			4 定員適正化計画の推進 ■定年延長制度の導入による職員の定年の段階的な引上げが行われることから、今後、高齢期職員の増加が見込まれます。 この状況において、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保していくために、経験豊富な高齢期職員の適正な配置による若手職員の育成、継続的な新規職員の採用による組織の新陳代謝及び会計年度任用職員の効率的な配置等を行い、職員の増加を最小限度に抑えつつ、最大限の効果が出せるようバランスのとれた体制の構築を進めています。	令和5年度については、行政サービスの向上を図るため、正規保育士の増員及び不足していた社会福祉士の採用を行ったこと等により、職員数は210名となり、令和4年度から5名増加となっている。 職員の配置については、令和5年度中の育児休業取得者が想定よりも多く、適正な職員数よりも少ない状況であったため、人員が不足する部署については会計年度任用職員を効率的に配置し対応した。（総務課）	A

～～ この1年間でできたこと ～～

基本的方向	政策分野	基本施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>5 地方創生総合戦略の推進</p> <p>■総合戦略における、地方創生の実現に向けた施策と整合をとりながら、人口減少問題を解決するための施策を推進していきます。</p> <p>■施策・事業の効果の検証は、PDCA サイクルによる効果的な見直し、改善を実施していきます。</p>	<p>毎年前年度の事業評価を職員からの自己評価ならびに外部委員からなる有識者からの外部評価と2段階に分けて実施している。事業内容の見直しなど客観的評価に基づき実施することで、当町の人口減少問題に対する施策に寄与している。</p>	A
			<p>6 効率的な財政運営の推進</p> <p>■町税の課税客体の正確な把握及び収納体制の強化を図り、企業誘致や定住促進による自主財源の安定化に努めます。</p> <p>■財政状況の公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念のもと、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。</p> <p>■限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。</p> <p>■職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用による経費の削減や補助金、負担金等の整理統合を図ります。</p>	<p>公正な課税と徴収率向上に努め、滞納削減アクションプランにおける令和元年度の町税全体の徴収率目標96.7%を0.5%上回る97.2%を達成し、各税目ごとの徴収率においても殆どが目標を上回った。</p> <p>財政状況の積極的な公表に努め（健全化判断比率R5:10.8%、将来負担比率R5:32.0%）、町税の安定的な確保や新たな財源確保などにより、安定的かつ自立した財政基盤を構築するとともに、財政環境の変化に柔軟に対応し、健全で安定した財政運営に努めた。（一般会計の町債残高R5末：16,295,320千円（対前年-1,148,045千円））</p> <p>公共施設等総合管理計画の見直しを定期的に行うこととし、R6からのヒアリングに繋がった。</p>	A
			<p>7 地域資源との連携</p> <p>■地域の個性・資源を活用しながら、人と人、人と自然、人と地域が連携と連帯を深めて、より一体的に活力ある地域社会の形成、発展を目指します。</p> <p>■地域への貢献として、大学の知的、人的資源を本町における諸施策に活用し、地域の目的達成と活性化を図るとともに、双方の持つ資源の活用やさまざまな分野での緊密な連携を図ります。</p>	<p>健康科学大学及び新入生への補助金交付により支援を実施。地域連携講座へ福祉分野やまちづくり分野から職員を講師として派遣。宿舎組合の宿舎案内について庁舎会議室を貸出し、学生の円滑な居住先確保を支援。また新たに学生向けに町内の飲食店などで割引などの優待が受けられるカードの配布を開始した。</p>	A
	広域行政の促進		<p>1 富士北麓ふるさと市町村圏の連携強化</p> <p>■富士北麓ふるさと市町村圏の事務事業の共同化、観光振興、防災応援体制の推進など連携を強化し、地域の活性化、魅力ある地域づくりへの取組を進めます。</p>	<p>広域振興、消防、火葬などを行う。</p> <p>令和4年度より広域ごみ処理に岡村等課長が出向。</p>	A
			<p>2 富士箱根伊豆国立公園圏での取組</p> <p>■国立公園を構成する、富士五湖、箱根、伊豆半島の広域的な観光交流、防災協力等を推進します。</p>	<p>令和3年度からサミットを開催しないこととするとともに、令和3年度末でポータルサイトを廃止しました。併せて、新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、首長会議及び各部会ともここ数年は活動が停止した状況であるものの、各構成団体の施策等に特段の影響は生じておらず、本会議の負担金についても令和3年度以降徴収していない。</p> <p>また、県レベルの富士箱根伊豆交流圏構想についても、「計画期間満了をもって終了し、広域連携施策は実態に即して適宜見直しを行い、引き続きテーマごとに推進する」として平成30年度末に発展的解消をし、一定の役割を終えるとともに、現在各県は本会議に対して特段の関与はしていない。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和3年度には、正副会長により本会議の休止等に向けた検討を行うとともに、令和4年度には、次年度以降に向けたアンケート調査を行うなど、本会議の活動の在り方を模索してきたが、前述のように活動自体は、現在停止した状況となっている。令和5年度は主な議題については書面開催のみであった。</p>	D

~~ この1年間でできたこと ~~

基本的 方向	政策 分野	基本 施策	●施策の展開	この1年間でできたこと	評価
			<p>3 隣接市町村との連携強化</p> <p>■本町へ隣接する市町村との連携を強化し、地域の活性化、防災応援体制等を図るための交流を進めます。</p> <p>■また、スポーツの世界大会等を通じて、合宿誘致等で連携し、国際観光地としての魅力を情報発信していきます。</p>	<p>東京オリンピックを契機とし近隣市町村と合宿誘致を実施したが、以降は特段の取り組みは行われていない。また他分野においても広域行政事務組合が所管する事業（広域振興、消防、火葬）以外は連携が行われていない。</p>	E